

## 4 大規模災害対策の推進

### 1 水害・土砂災害・津波災害対策の推進

#### 【提案内容】

提出先 国土交通省

台風・ゲリラ豪雨・地震等による水害・土砂災害・津波災害に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現に向け、ハード・ソフト対策を推進するための支援を行うこと。

#### ◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水害、土砂災害が頻発しており、今後の気候変動も考慮すると、対策を一層推進する必要がある。

また、本県の沿岸では大規模な地震による津波の発生が想定されており、東北地方太平洋沖地震による津波災害を踏まえ、対策を一層推進する必要がある。

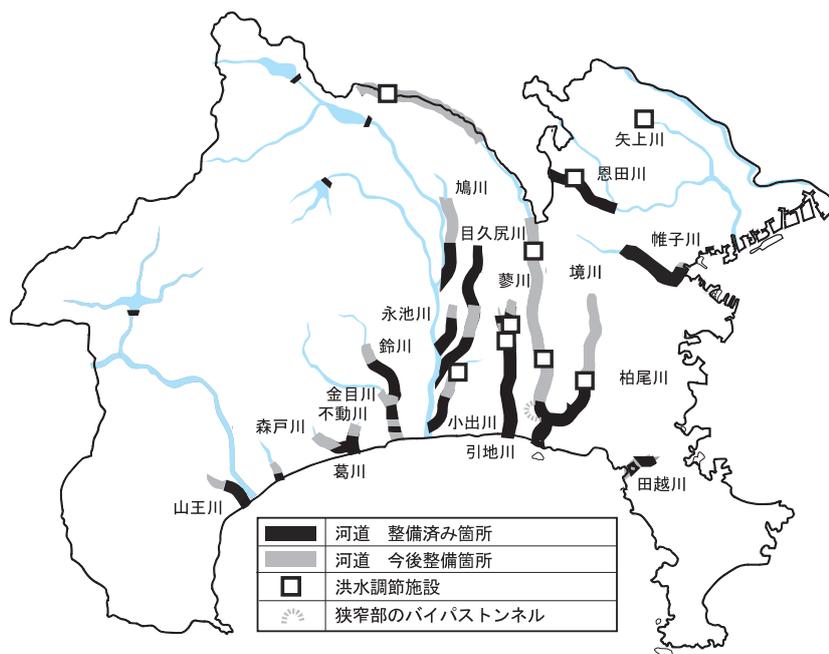
特に、首都圏に位置する本県では人口、資産、交通網等が集積しており、災害が発生すれば、大規模な人的被害や社会経済活動の停止につながるおそれがあることから、こうした自然災害への対策が急務となっている。

#### 【水害】

本県では、平成 27 年 12 月に国が策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めている。

ハード対策として、都市化の進展が著しい地域を流れる 18 河川について、護岸や遊水地などの整備を重点的に進めているが、護岸の整備率は、約 150 キロメートルに対して 6 割に留まっていることなどから、より一層の整備促進を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、円滑な避難などのために、本県による水位計や雨量計の増設、市町村による想定最大規模降雨を対象としたハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。



※洪水調節施設の位置は事業実施段階で決定する。

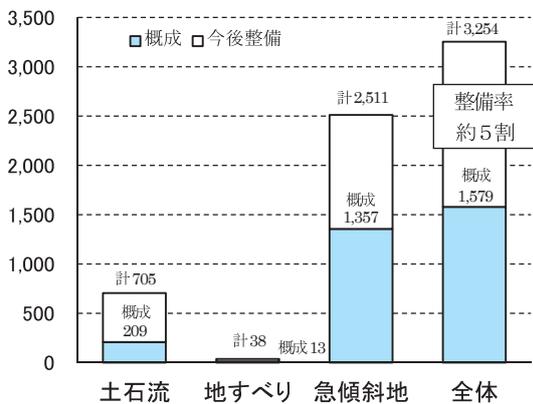
(出典:「かながわの川づくり計画」H22.4)

### 【土砂災害】

本県では、土石流やがけ崩れなどの災害を未然に防ぐためのハード対策として、砂防堰堤やコンクリート擁壁など土砂災害防止施設の整備を進めているが、工事の対象となる約3千箇所の危険箇所における整備率は約5割に留まっていることから、より一層の整備促進を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、確実な避難や安全な土地利用等を促進するためのソフト対策として、約1万箇所の危険箇所に対して、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定のための基礎調査を、平成31年度末までに完了させる必要があるが、今後調査が必要な箇所が6千箇所以上あることから、早急な進捗を図るためには、国の財政的支援が不可欠である。

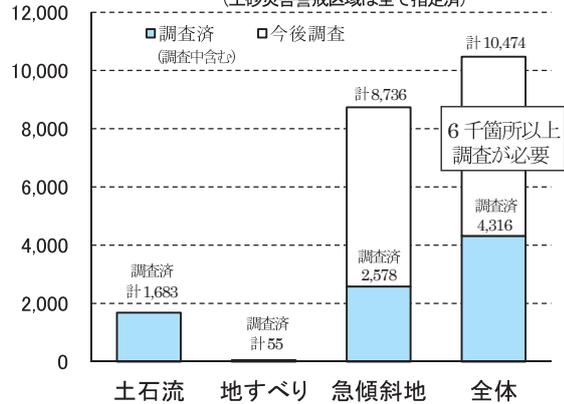
土砂災害防止施設の整備状況



(H30.3 神奈川県調べ)

基礎調査の実施状況

(土砂災害警戒区域は全て指定済)



(H30.3 神奈川県調べ)

### 【津波災害】

本県では、ハード対策として発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備や老朽化対策を位置付けて海岸保全基本計画を改定したところであるが、高潮対策も含めて堤防などの高さが不足している延長は、全体約55キロメートルのうち約4割に相当することなどから、施設整備を進めていくためには、国の財政的支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、「なんとしても人命を守る」という考えの下、相模トラフ沿いの地震などにより発生する最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定図を作成したところであるが、引き続き、本県による津波災害警戒区域の指定や市町による津波ハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。



(H27.3 神奈川県調べ)

### ◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、水害・土砂災害・津波災害から県民のいのちを守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局河川課、砂防海岸課)

## 2 箱根山火山の観測体制の強化

### 【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、広域的な観測データの提供などの技術的支援を行うこと。

#### ◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられたが、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データの提供など、技術的支援の更なる充実強化が必要である。

#### ◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実が図られ、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

## 3 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

### 【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

#### ◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

#### ◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

## 4 原子力災害に関する対策の整備

### 【提案内容】

提出先 内閣府、原子力規制庁

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

#### ◆現状・課題

原子力発電所以外の原子力事業所について、平成 29 年 3 月に国の原子力災害対策指針が改正され、原子力災害対策重点区域が設定されたが、適切な防護措置を講じる上で重要となるオフサイトセンターのあり方は示されておらず、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関しても、処理の仕組みが定められていない。これらについては、その特殊性と高い専門性から国の責任のもとで統一的に定められるべきであることから、オフサイトセンターのあり方等について早急にとりまとめる必要がある。

#### ◆実現による効果

オフサイトセンター機能の強化が進むことにより、万一、原子力災害が地震や津波等の自然災害に付随して発生した場合においても、機能不全に陥ることを回避できる。また、放射性廃棄物の処理の仕組みが明確になることにより、近隣住民等の不安の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理対策課)

## 5 石油コンビナート地域の防災対策の強化

### 【提案内容】

提出先 消防庁、資源エネルギー庁

石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、スロッシングの早期検知技術の開発などの、防災対策や人材育成施策の充実強化を図ること。

#### ◆現状・課題

東日本大震災では、検査用に水を張った高圧ガス貯槽の倒壊を原因とする爆発事故が起きた。また、平成 28 年 10 月には、本県における相模トラフを震源とする長周期地震動の大きな影響を示唆する研究結果が国から発表された。石油コンビナートは、我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、新たな検査手法やスロッシングの早期検知技術の開発等について、国として対策を講じる必要がある。さらに、産業事故の原因として、従業員の知識・経験不足が指摘されている一方、従業員の高年齢化も進んでいることから、知識や技術の継承を進めるため、従業員の研修への支援など、道府県と連携しながら、国において人材育成の仕組みを構築する必要がある。

#### ◆実現による効果

石油コンビナートの球形貯槽に水を張らずに検査できる手法の開発により、東日本大震災時のような爆発事故を防止できる。また、スロッシングの早期検知技術の開発により、数百ある石油タンクの中から、危険な状態にあるタンクを速やかに把握でき、優先順位をつけ、初動対応を行うことができる。さらに、体験型教育・訓練施設の設置や過去の事故から得られた教訓を共有する仕組みを構築・活用することで、現場保安力に優れた人材の成長が促進される。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局工業保安課)

## 6 災害救助法改正における指定基準等への道府県意見の反映

### 【提案内容】

提出先 内閣府

指定都市を救助の主体とする法改正が行われる場合においては、**移譲する指定都市を指定する基準を定める内閣府令等の検討に当たり、全国知事会や関係道府県の意見を聞き、反映させるとともに、道府県の広域調整権が適切に機能するよう、運用方法等を具体的に定めること。**

#### ◆現状・課題

災害救助法に係る指定都市への権限移譲については、平成 27 年 1 月に、「現行の事務委任で対応できる」との閣議決定がなされているにもかかわらず、指定都市からの再度の提案を契機に、内閣府による「災害救助に関する実務検討会」の協議が進められた。道府県と指定都市の意見が平行線のまま、平成 29 年 12 月に最終報告が取りまとめられ、一定の基準を満たす指定都市を国が指定し、権限移譲を行う内容の改正法案が本年 5 月 8 日に閣議決定され、国会に提出されている。

国は、上記最終報告において、改正法に県の広域調整権を位置付け、適切な資源配分を行う体制を確保するとしていたが、改正法案では、県は「連絡調整」を行うとの規定のみで、その運用は、移譲する指定都市を指定する基準を定める内閣府令を作成する中で検討するとしており、広域調整の実効性は不明のままである。

#### ◆実現による効果

災害救助法改正後においても、道府県の広域調整権の下で、公平かつ迅速な救助を実施することができる。

### 平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

〔平成 27 年 1 月 30 日  
閣議決定〕

#### 【内閣府】

##### （1）災害救助法（昭 22 法 118）

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。

平成 29 年 12 月 14 日

## 災害救助に関する実務検討会（最終報告） 内閣府作成（抄）

現行の事務委任制度に加え、地域の実情に応じた一つの選択肢として、包括道府県としっかりと連携できる指定都市を新たな救助主体とするため、法改正することが適当とする内閣府見解を公表したところである。

内閣府見解に対しては、都道府県側からは、現行の委任制度で何ら問題は生じておらず、指定都市を新しい救助主体とすることについては都道府県の広域調整機能や資源配分機能が損なわれることから反対であるという意見が、指定都市側からは賛成という意見が、それぞれ示されている。

### 1. 法改正の必要性に関する事項

現行の委任制度の枠組みは、指定都市が自ら財源負担をしつつ、自ら事務を行うことができず、また、特別基準について、直接、国と調整することはできない仕組みである。

内閣府としては、現行の委任制度の枠組みに加えて、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、地域の実情に応じた災害対応の一つの選択肢として、包括道府県と連携体制が取れる指定都市について新たな救助主体とするために、所要の法改正を行うことが適切であると考えている。

### 2. 指定基準を具体化する中で検討すべき事項

内閣府案を検討する中で、都道府県側から一番の懸念として示されたことは、「災害救助法における広域調整権の在り方」である。具体的には、仮設住宅など資源配分機能に関するものであり、内閣総理大臣の指定により、新しい救助主体となった指定都市が資源の先取りなどをするのではないかと、といった点である。

しかし、内閣府としては、食料や住宅などの資源の調達・配分計画を道府県が策定し、指定都市はその計画のもとで救助を実施することとしており、権限移譲された指定都市が資源を先取りするような事態は生じないと考えている。

また、こうした問題は指定基準を具体化する中で検討すべき事項であり、所要の法改正後に、関係者による会議で検討することが適切な事項であると考えている。

### 3. 災害救助法の一般基準など、実務検討会以外の枠組みで検討すべき事項

### 4. 結論

内閣府としては、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、現行の委任に加えて、包括道府県と連携体制が取れる指定都市を新しい救助主体とし、併せて、都道府県からの様々な懸念に対応するため、都道府県の広域調整権が適切に機能するように、法律で明記するとともに、指定基準を具体化する中で適切な措置を講じることが適切であると考えている。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)